

新型コロナウイルス感染症
第44回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年8月27日

1 開 会

2 議 題

(1) 妊娠中の方への新型コロナワクチンの優先接種について

3 閉 会

妊娠中の方への新型コロナワクチンの優先接種について

1 要 旨

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされている。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、妊娠中の方への感染例も多数報告されている中、関係学会から、改めて妊婦等への新型コロナワクチン接種に関する呼びかけがされているところである。また、日本で承認されている新型コロナワクチンが妊婦、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はなく、妊娠中の方は、予防接種法上の努力義務の適用は除外されているものの、予防接種法に基づく接種勧奨の対象とされている。

こうしたことを踏まえ、妊娠中の方を対象に優先接種を行うこととする。

2 優先接種の方法

(1) 対象者

母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方(8月23日時点で約1,500人)

(2) 接種までの流れ

予約方法 9月1日からコールセンターのみで受付開始
※妊娠中であることは、手帳番号で確認する

接種期間 9月1日から当面の間

接種会場 区内2か所のワクチン接種センター
(東京北医療センター、花と森の東京病院)

(3) 事業の周知

ホームページ、北区ニュース、ツイッターなどのSNSで周知するとともに、8月23日時点で母子健康手帳を持つ対象者に対して、勧奨案内(封書)を発送する。また、厚労省が作成するリーフレット「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策～妊婦の方々へ～」を活用して、接種の効果を広く周知啓発する。

3 今後の予定

- 令和3年8月27日 ホームページ、ツイッターなどのSNSで周知
- 30日 勧奨案内の発送
- 9月 1日 予約受付・優先接種の開始
- 10日 北区ニュースで周知